

平成30年度

# 公害苦情調査結果報告書

令和2年3月

宮城県環境生活部環境対策課

## はじめに

この報告書は、公害等調整委員会の公害苦情調査に基づき、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間において、県内の市町村及び県保健所の公害苦情相談窓口へ寄せられた公害に関する苦情の受付状況及び処理状況を取りまとめたものです。公害苦情相談窓口では、公害紛争処理法でいう公害（典型7公害）に関する苦情のほか、廃棄物の不法投棄など典型7公害以外の苦情も取り扱っているところもあり、これらの苦情についても併せて調査の対象としています。

なお、平成6年度に調査方法の変更、平成16年度及び平成30年度に調査項目の整理統合がありましたので、本報告書は過去の報告書と直接比較できない箇所があることに御留意ください。

## 目 次

1	平成 30 年度公害苦情調査結果の概要	1
2	公害苦情の各分類別受理状況	3
(1)	公害の種類別苦情件数	3
イ	典型 7 公害	3
ロ	典型 7 公害以外	5
(2)	市町村別公害苦情件数	6
(3)	発生源の用途地域別公害苦情件数	6
(4)	被害の種類別公害苦情件数	7
(5)	月別の公害苦情件数	7
3	公害苦情の処理状況	8
(1)	公害苦情の発生状況	9
イ	法令との関係	9
(2)	公害苦情の処理状況	9
イ	処理方法	9
ロ	処理に要した期間	10
ハ	行政上の措置	10
ニ	防止対策	11
ホ	調停等の申請状況	12

## 1 平成 30 年度公害苦情調査結果の概要

平成 30 年度に新たに受け付けた公害苦情件数は 529 件で、前年度に比べて 57 件の減少となった。公害苦情件数の推移をみると、平成 11 年度以降増加傾向にあったが、平成 18 年度を境に減少傾向にあり、また全国と比較しても同様の傾向にある。

公害苦情のうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭のいわゆる典型 7 公害の苦情件数は 402 件で、公害苦情件数の 76.0%となっている。典型 7 公害の種類別にみると、騒音に関する苦情が 177 件と最も多く、以下、悪臭 103 件、大気汚染 64 件、水質汚濁 46 件、振動 11 件、土壌汚染 1 件、地盤沈下 0 件となっている。また、典型 7 公害以外の苦情件数は 127 件で、公害苦情件数の 24.0%となっており、そのうち廃棄物投棄に関する苦情は 32 件となっている。

公害苦情を主な発生源別にみると、「会社・事業所」が 281 件（公害苦情件数の 53.1%）、「個人」が 153 件（同 28.9%）となっている。「会社・事業所」の内訳をみると「建設業」、「製造業」に対する苦情件数が多くなっている。また、主な発原因別にみると、「工場・建設作業」が 129 件（同 24.4%）と最も多く、「自然系」が 82 件（同 15.5%）と続いている。

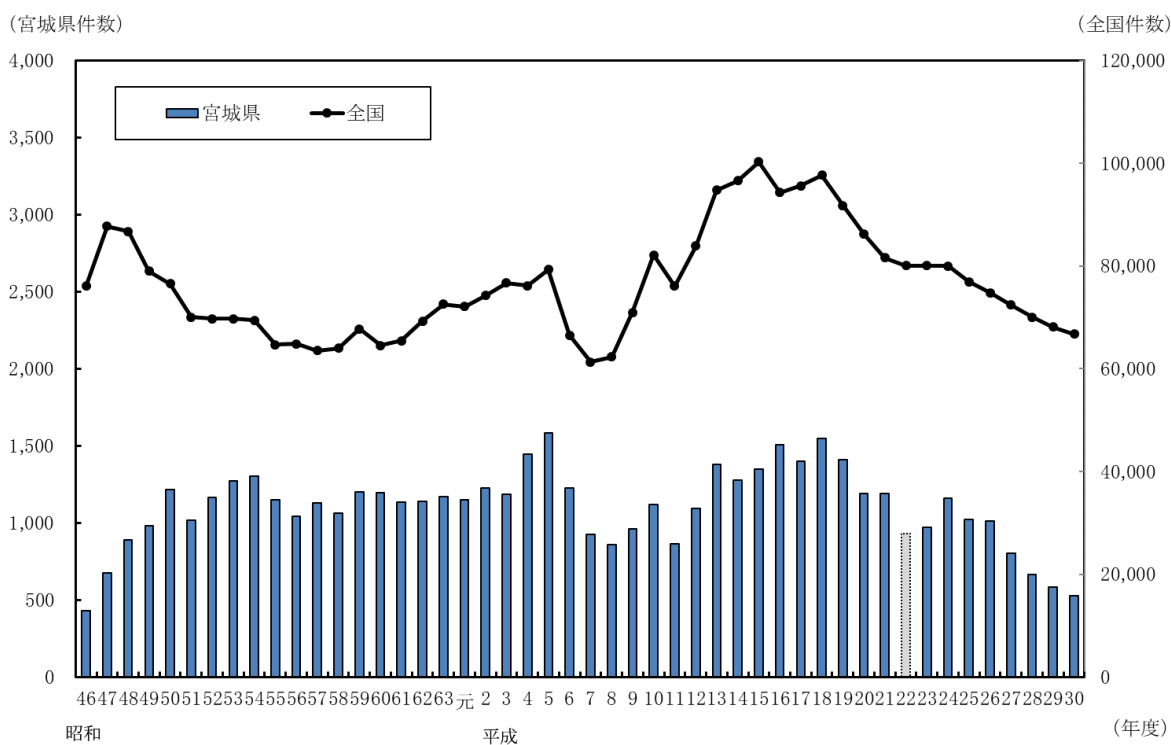


表1 公害の種類・年度別苦情件数

年度	総計	典型7公害								典型7公害以外計		
		公害計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	公害以外計	廃棄物投棄	その他
26	1,014 ( 100.0 )	516 ( 50.9 )	67 ( 6.6 )	44 ( 4.3 )	4 ( 0.39 )	236 ( 23.3 )	16 ( 1.6 )	1 ( 0.1 )	148 ( 14.6 )	498 ( 49.1 )	135 ( 13.3 )	363 ( 35.8 )
27	802 ( 100.0 )	538 ( 67.1 )	79 ( 9.9 )	52 ( 6.5 )	6 ( 0.7 )	244 ( 30.4 )	19 ( 2.4 )	1 ( 0.1 )	137 ( 17.1 )	264 ( 32.9 )	94 ( 11.7 )	170 ( 21.2 )
28	667 ( 100.0 )	480 ( 72.0 )	52 ( 7.8 )	49 ( 7.3 )	1 ( 0.1 )	227 ( 34.0 )	24 ( 3.6 )	0 ( 0.0 )	127 ( 19.0 )	187 ( 28.0 )	72 ( 10.8 )	115 ( 17.2 )
29	586 ( 100.0 )	383 ( 65.4 )	50 ( 8.5 )	38 ( 6.5 )	0 ( 0.0 )	166 ( 28.3 )	16 ( 2.7 )	0 ( 0.0 )	113 ( 19.3 )	203 ( 34.6 )	34 ( 5.8 )	169 ( 28.8 )
30	529 ( 100.0 )	402 ( 76.0 )	64 ( 12.1 )	46 ( 8.7 )	1 ( 0.2 )	177 ( 33.5 )	11 ( 2.1 )	0 ( 0.0 )	103 ( 19.5 )	127 ( 24.0 )	32 ( 6.0 )	95 ( 18.0 )

( ) 内は構成比 (%)

表2 公害等の主な発生源・発生原因

区分	総計	典型7公害								典型7公害以外計		
		公害計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	公害以外計	廃棄物投棄	その他
主な発生源	529	402	64	46	1	177	11	-	103	127	32	95
会社・事業所	281	259	45	26	-	131	7	-	50	22	7	15
農業	21	21	1	5	-	-	1	-	14	-	-	-
林業	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
漁業	2	1	-	1	-	-	-	-	-	1	1	-
鉱業	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	96	93	22	1	-	63	5	-	2	3	2	1
製造業	43	40	7	4	-	8	-	-	21	3	-	3
電気・ガス・熱供給・水道業	6	6	2	1	-	2	-	-	1	-	-	-
情報通信業	2	1	-	-	-	1	-	-	-	1	1	-
運輸業	5	5	1	-	-	4	-	-	-	-	-	-
卸売・小売業	14	12	-	1	-	5	-	-	6	2	1	1
金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	5	5	1	1	-	3	-	-	-	-	-	-
飲食店、宿泊業	31	29	1	8	-	17	-	-	3	2	-	2
医療、福祉	8	7	3	-	-	4	-	-	-	1	-	1
教育、学習支援業	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
複合サービス事業	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
サービス業	22	20	-	2	-	17	-	-	1	2	-	2
公務	7	2	-	1	-	1	-	-	-	5	1	4
分類不能の産業	15	14	6	1	-	5	1	-	1	1	1	-
個人	153	69	8	9	1	20	-	-	31	84	8	76
その他	62	49	11	3	-	24	4	-	7	13	10	3
不明	33	25	-	8	-	2	-	-	15	8	7	1
主な発生原因	529	402	64	46	1	177	11	-	103	127	32	95
焼却(施設)	10	10	7	-	-	1	-	-	2	-	-	-
産業用機械作動	31	31	5	-	-	23	2	-	1	-	-	-
産業排水	21	19	-	17	-	-	-	-	2	2	-	2
流出・漏洩	19	19	1	13	-	-	-	-	5	-	-	-
工事・建設作業	129	127	30	2	1	82	8	-	4	2	-	2
飲食店営業	8	8	-	3	-	2	-	-	3	-	-	-
カラオケ	15	15	-	-	-	15	-	-	-	-	-	-
移動発生源(自動車運行)	8	8	-	-	-	7	1	-	-	-	-	-
移動発生源(鉄道運行)	3	3	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-
移動発生源(航空機運航)	6	6	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-
廃棄物投棄	32	2	-	1	-	-	-	-	1	30	28	2
家庭生活(機器)	6	5	-	-	-	4	-	-	1	1	-	1
家庭生活(ペット)	7	4	-	-	-	2	-	-	2	3	-	3
家庭生活(その他)	17	16	-	-	-	4	-	-	12	1	-	1
焼却(野焼き)	27	24	13	-	-	-	-	-	11	3	-	3
自然系	82	5	-	3	-	1	-	-	1	77	-	77
その他	77	70	8	-	-	25	-	-	37	7	4	3
不明	31	30	-	7	-	2	-	-	21	1	-	1

## 2 公害苦情の各分類別受理状況

### (1) 公害の種類別苦情件数

#### イ 典型7公害

典型7公害に関する苦情件数のうち、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭に関する苦情件数を合わせると390件で、典型7公害に関する苦情件数の97.0%となっている。典型7公害の種類別苦情件数の推移をみると、平成29年度と比較して、大気汚染、水質汚濁、騒音の苦情件数は増加し、悪臭の苦情件数は減少した。

##### (イ) 大気汚染

大気汚染に関する苦情件数は64件であった。主な発生源別にみると「建設業」が22件(34.4%)と最も多く、以下「個人」が8件(12.5%)、「製造業」が7件(10.9%)となっている。また、主な発生原因別にみると「工事・建設作業」が30件(46.9%)と最も多く、以下「焼却(野焼き)」が13件(20.3%)、「焼却(施設)」が7件(10.9%)となっている。

##### (ロ) 水質汚濁

水質汚濁に関する苦情件数は46件であった。主な発生源別にみると「個人」が9件(19.6%)と最も多く、以下「飲食店、宿泊業」が8件(17.4%)、「農業」が5件(10.9%)となっている。また、主な発生原因別にみると「産業排水」が17件(37.0%)と最も多く、以下「流出・漏洩」が13件(28.3%)、「飲食店営業」及び「自然系」が3件(6.5%)となっている。

##### (ハ) 騒音

騒音に関する苦情件数は177件であった。主な発生源別にみると「建設業」が63件(35.6%)と最も多く、以下「個人」が20件(11.3%)、「飲食店、宿泊業」及び「サービス業」が17件(9.6%)となっている。また、主な発生原因別にみると「工事・建設作業」が82件(46.3%)と最も多く、以下「産業用機械作動」が23件(13.0%)、「カラオケ」が15件(8.5%)となっている。

##### (ニ) 悪臭

悪臭に関する苦情件数は103件であった。主な発生源別にみると「個人」が31件(30.1%)と最も多く、以下「製造業」が21件(20.4%)、「農業」が14件(13.6%)となっている。また、主な発生原因別にみると「家庭生活(その他)」が12件(11.7%)と最も多く、以下「焼却(野焼き)」が11件(10.7%)、「流出・漏洩」が5件(4.9%)となっている。

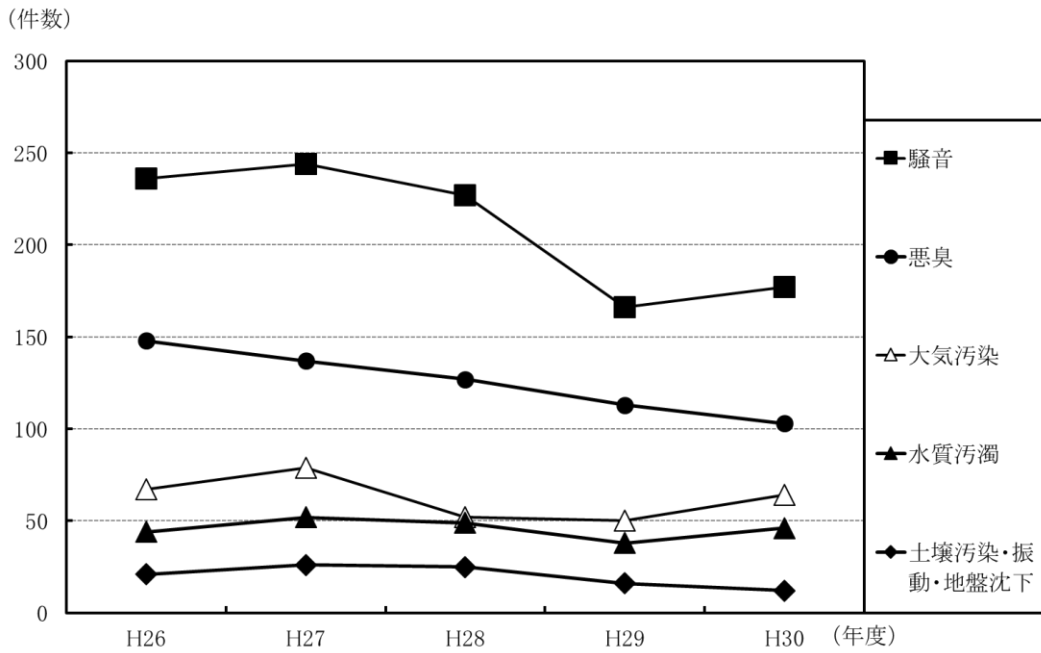


図2 典型7公害の種類別苦情件数の推移

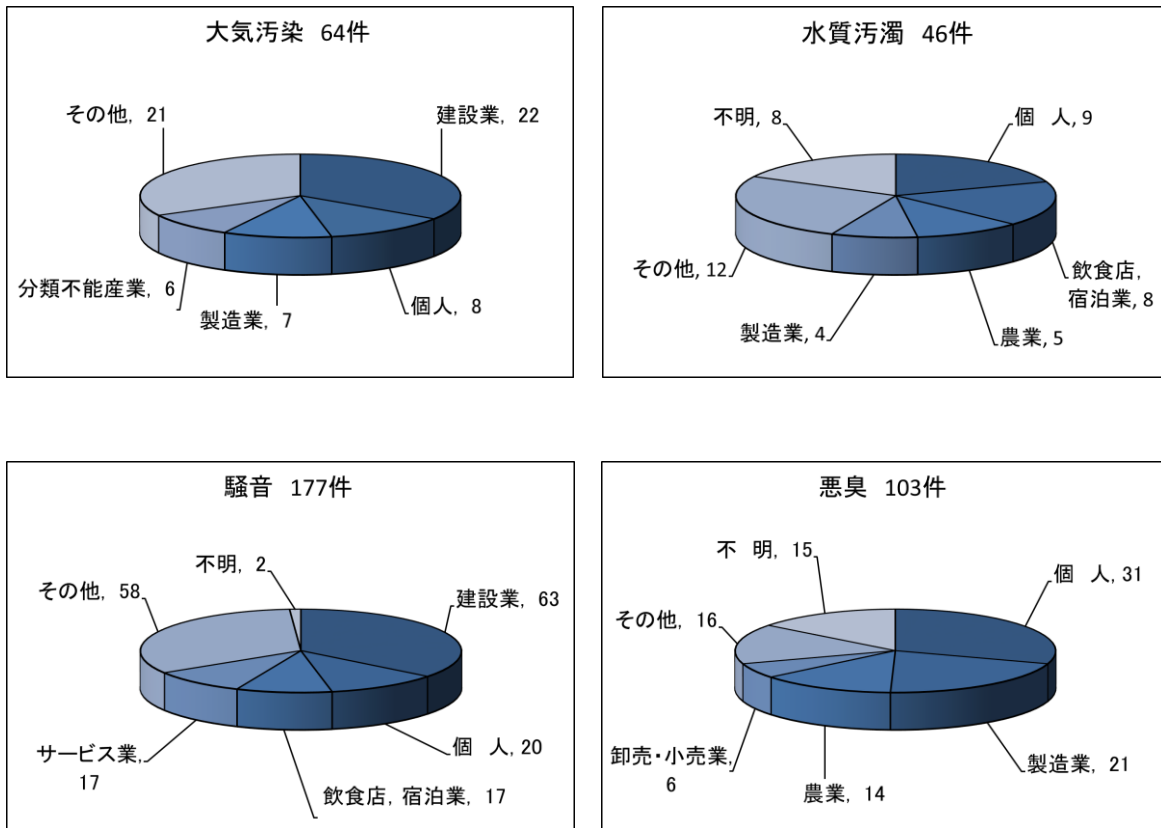


図3 大気汚染, 水質汚濁, 騒音及び悪臭の主な発生源

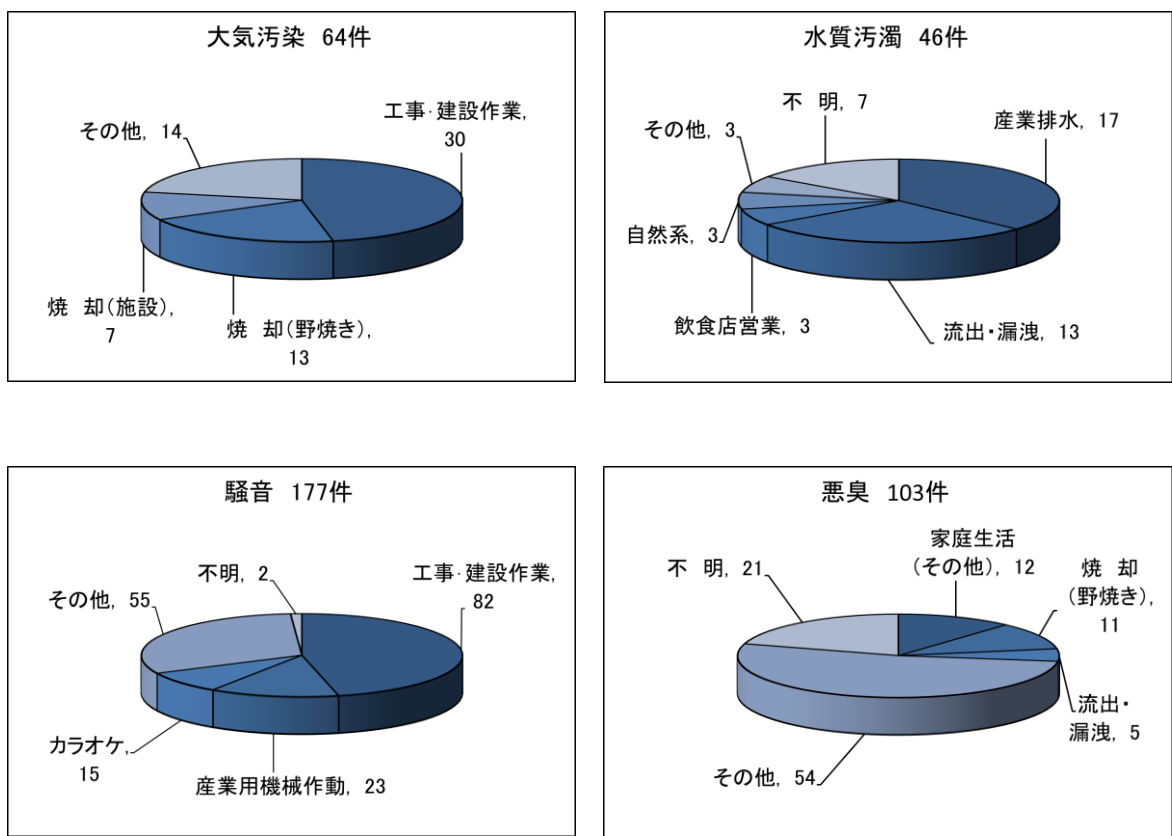


図4 大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭の主な発生原因

□ 典型7公害以外

典型7公害以外の苦情件数のうち、廃棄物投棄に関する苦情は32件で、典型7公害以外の苦情件数の約3割を占めている。また、投棄された廃棄物の内訳をみると、「生活系（主に家庭生活から発生した一般廃棄物）」が24件（75.0%）と多くを占めている。

表3 投棄された廃棄物の種類

廃棄物投棄	生活系 <sup>1)</sup>	農業系 <sup>2)</sup>	建設系 <sup>3)</sup>	産業系 <sup>4)</sup>
計	24	2	2	4

- 1) 生活系: 主に家庭生活から発生した生ゴミ、空き缶、電機製品などの一般廃棄物の投棄をいう。
- 2) 農業系: 主に農林漁業から発生する畜産関係のふん尿による産業廃棄物の投棄をいう。
- 3) 建設系: 主に建設業から発生する建築廃材等による産業廃棄物の投棄をいう。
- 4) 産業系: 主に産業の「飲食店、宿泊業」等の業務から排出されたごみ、製造・処理工程で発生した金属くず、廃油・廃酸等による産業廃棄物の投棄をいう。



## (2) 市町村別公害苦情件数

市町村の公害苦情相談窓口へ寄せられた公害苦情件数は490件で、そのうち市部は383件、町村部は107件となっている。

表4 市町村別公害苦情件数

	総計	典型7 公害	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	うち 低周波	振動	地盤 沈下	悪臭	典型7 公害以 外	廃棄物 投棄	その他
仙 台 市	155	154	26	2	-	99	-	8	-	19	1	-	1
石 巻 市	52	52	16	3	-	18	-	1	-	14	-	-	-
塩 竈 市	21	17	-	-	-	6	-	-	-	11	4	-	4
気 仙 沼 市	8	5	-	2	-	1	-	-	-	2	3	1	2
白 石 市	14	12	2	7	-	2	-	-	-	1	2	1	1
名 取 市	58	45	3	5	1	16	-	1	-	19	13	1	12
角 田 市	5	5	-	3	-	1	-	-	-	1	-	-	-
多 賀 市	20	18	3	1	-	12	-	-	-	2	2	1	1
岩 沼 市	5	5	2	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-
登 米 市	31	19	6	3	-	4	-	-	-	6	12	8	4
東 松 島 市	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
大 崎 市	9	7	1	3	-	1	-	1	-	1	2	2	-
富 谷 市	4	4	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-
市 部 計	383	344	59	29	1	165	-	11	-	79	39	14	25
大 河 原 町	2	2	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-
村 田 町	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
柴 田 町	75	5	1	2	-	2	-	-	-	-	70	4	66
丸 森 町	10	4	-	2	-	-	-	-	-	2	6	4	2
亘 理 町	10	2	-	-	-	1	-	-	-	1	8	8	-
七ヶ 浜 町	3	3	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
大 和 町	5	4	2	1	-	-	-	-	-	1	1	-	1
大 郷 町	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-
町 村 部 計	107	20	3	5	-	8	1	-	-	4	87	18	69
合 計	490	364	62	34	1	173	1	11	-	83	126	32	94

## (3) 発生源の用途地域別公害苦情件数

公害苦情件数の434件(82.0%)が都市計画法による都市計画区域内で発生している。さらに、用途地域別にみると「住居地域」が282件(53.3%)と最も多くなっている。

表5 発生源の用途地域別公害苦情件数

区分	典型7公害		典型7公害以外		合計	
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
都市計画区域	337	83.8	97	76.4	434	82.0
住居地域*	204	50.7	78	61.4	282	53.3
近隣商業地域	28	7.0	5	3.9	33	6.2
商業地域	38	9.5	2	1.6	40	7.6
準工業地域	29	7.2	7	5.5	36	6.8
工業地域	15	3.7	4	3.1	19	3.6
工業専用地域	10	2.5	0	0.0	10	1.9
市街化調整地域	11	2.7	0	0.0	11	2.1
その他	2	0.5	1	0.8	3	0.6
都市計画区域以外の地域	65	16.2	30	23.6	95	18.0
合 計	402	100	127	100	529	100

\*) 住居地域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域及び準住居地域

(4) 被害の種類別公害苦情件数

公害苦情件数の429件(81.1%)が「感覚的・心理的」被害となっている。

表6 被害の種類別苦情件数

被害の種類	総計	典型7公害計							典型7公害以外計			
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物投棄	その他		
健康	45 ( 8.5 )	42	10	8	0	8	0	0	16	3	2	1
財産	11 ( 2.1 )	7	4	3	0	0	0	0	0	4	2	2
動植物	15 ( 2.8 )	5	0	4	0	0	0	0	1	10	0	10
感覚的 心理的	429 ( 81.1 )	329	45	17	1	169	11	0	86	100	21	79
その他	29 ( 5.5 )	19	5	14	0	0	0	0	0	10	7	3
合計	529 ( 100.0 )	402	64	46	1	177	11	0	103	127	32	95

( ) 内は構成比 (%)

(5) 月別の公害苦情件数

公害苦情件数が、最も件数が多かったのは6月及び7月の71件(13.4%)であり、6月及び7月をピークに以降は減少傾向であった。

なお、最も少なかったのは12月の17件(3.2%)であった。

(件数)

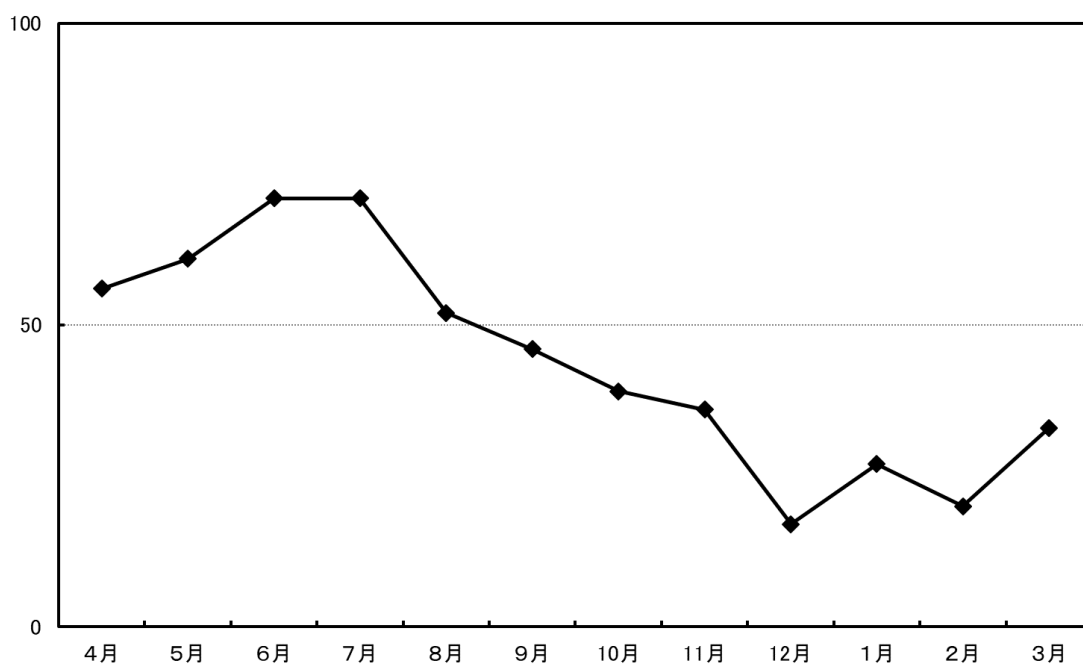


図5 月別の公害苦情件数

表7 月別の公害苦情件数

月	総計	典型7								典型7		
		公害計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	公害以外計	廃棄物投棄	その他
4月	56	44	10	3	0	20	2	0	9	12	6	6
5月	61	47	3	6	0	20	3	0	15	14	6	8
6月	71	55	7	7	0	28	1	0	12	16	4	12
7月	71	47	5	8	0	22	2	0	10	24	2	22
8月	52	40	7	2	0	18	0	0	13	12	1	11
9月	46	30	3	4	0	13	1	0	9	16	3	13
10月	39	27	7	3	0	9	1	0	7	12	3	9
11月	36	27	6	1	0	11	1	0	8	9	3	6
12月	17	16	4	0	0	7	0	0	5	1	0	1
1月	27	24	4	5	1	8	0	0	6	3	1	2
2月	20	17	2	2	0	9	0	0	4	3	2	1
3月	33	28	6	5	0	12	0	0	5	5	1	4
合計	529	402	64	46	1	177	11	0	103	127	32	95

### 3 公害苦情の処理状況

平成30年度の公害苦情総取扱件数は573件で、その内訳は、平成30年度に新たに受け付けた苦情が529件、前年度から繰り越された苦情が44件（途中消滅したもの等を除く。）となっている。

公害苦情の処理状況をみると、市町村及び県保健所が直接処理した苦情は474件、他の機関へ移送した苦情は24件、翌年度へ繰り越した苦情は37件となっている。

表8 公害苦情の処理状況

年度	総計	直接処理	他へ移送			翌年度へ繰越	その他
			警察	国の機関	計		
			26	1,047	933		
27	858	720	11	22	33	64	41
28	728	597	8	15	23	54	54
29	640	525	1	16	17	50	48
30	573	474	6	18	24	37	38

注1)「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、申立人が措置に納得した、措置後3か月で再申し立てなし、和解成立など、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体が措置を講じたことをいう。

注2)「その他」には、原因又は加害行為をした者が不明のとき、申立人が地方公共団体の措置又は説明に納得しないが他に苦情を解決する方法がないとき、申立人が管轄区域外に転居したときなど直接処理できない場合をいう。

以下に、平成30年度に新たに受け付けた公害苦情のうち、市町村及び県保健所が直接処理した典型7公害の処理を示す。

(1) 公害苦情の発生状況

イ 法令との関係

苦情の対象となった事業活動等について公害規制法令との関係をみると、「法令違反」は16件(4.9%)、「法令に違反なし」は135件(41.2%)となっている。

表9 公害規制法令との関係

関係	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
法令違反								
規制基準違反	6	4	0	0	2	0	0	0
無届・無許可	5	1	3	0	1	0	0	0
その他	5	1	3	0	1	0	0	0
小計	16 ( 4.9 )	6	6	0	4	0	0	0
法令に違反なし								
規制基準内	34	9	2	0	13	4	0	6
適用対象外	101	24	10	0	43	5	0	19
小計	135 ( 41.2 )	33	12	0	56	9	0	25
不明	177 ( 54.0 )	20	20	1	85	1	0	50
合計	328 ( 100.0 )	59	38	1	145	10	0	75

( ) 内は構成比 (%)

(2) 公害苦情の処理状況

イ 処理方法

苦情の処理方法(解決のために力を入れた手段又は有効であった手段)別にみると、「発生源側に対する行政指導が中心」が180件(54.9%)と最も多く、次いで「原因の調査が中心」が91件(27.7%)、「申立人に対する説得が中心」13件(4.0%)となっている。

表10 苦情の処理方法

処理方法	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
発生源側に対する 行政指導が中心	180 ( 54.9 )	36	12	0	91	8	0	33
当事者間の話し合 いが中心	9 ( 2.7 )	0	0	1	7	0	0	1
申立人に対する説 得が中心	13 ( 4.0 )	2	1	0	8	0	0	2
原因の調査が中心	91 ( 27.7 )	17	14	0	28	2	0	30
その他	35 ( 10.7 )	4	11	0	11	0	0	9
合計	328 ( 100.0 )	59	38	1	145	10	0	75

( ) 内は構成比 (%)

## ロ 処理に要した期間

処理に要した期間は、「1週間以内」が171件（52.1%）と最も多く、次いで「6か月以内」が73件（22.3%）、「1か月以内」が38件（11.6%）、となっている。

表11 処理に要した期間

処理に要した期間	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
1週間以内	171 ( 52.1 )	29	26	1	57	2	0	56
1か月以内	38 ( 11.6 )	4	9	0	17	0	0	8
3か月以内	30 ( 9.1 )	9	1	0	18	0	0	2
6か月以内	73 ( 22.3 )	12	1	0	48	6	0	6
1年以内	16 ( 4.9 )	5	1	0	5	2	0	3
合計	328 ( 100.0 )	59	38	1	145	10	0	75

( ) 内は構成比 (%)

## ハ 行政上の措置

行政上の措置別にみると、「行政指導」が211件と最も多く、全体の64.3%を占めており、次いで「なし」が111件と、全体の33.8%を占めている。

表12 行政上の措置

勧告・措置等	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
改善勧告	4 ( 1.2 )	1	0	0	2	0	0	1
改善命令	0 ( 0.0 )	0	0	0	0	0	0	0
行政指導	211 ( 64.3 )	49	11	0	100	8	0	43
条例に基づく措置	2 ( 0.6 )	0	0	0	1	0	0	1
なし	111 ( 33.8 )	9	27	1	42	2	0	30
合計	328 ( 100.0 )	59	38	1	145	10	0	75

( ) 内は構成比 (%)

## 二 防止対策

苦情申立により、原因者が「防止対策を講じた」ものは132件（40.2%）で、「防止対策を講じなかった」ものは61件（18.6%）であった。

防止対策の内容は、「作業方法、使用方法の改善」が76件（57.6%）と最も多く、次いで「機械、施設の改善」が13件（9.8%）、「原因物質の撤去、回収、除去」が11件（8.3%）となっている。

なお、防止対策を講じなかった理由として最も多いのは「話し合い等により解決」の17件（27.9%）であった。

表13 防止対策の実施状況

	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
防止対策を講じた	132 ( 40.2 )	33	15	0	57	1	0	26
防止対策を講じな かった	61 ( 18.6 )	7	10	1	22	3	0	18
不明	135 ( 41.2 )	19	13	0	66	6	0	31
合計	328 ( 100.0 )	59	38	1	145	10	0	75

( ) 内は構成比 (%)

表14 防止対策の内容

状況	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
事業所の移転	0 ( 0.0 )	0	0	0	0	0	0	0
機械、施設の移転	0 ( 0.0 )	0	0	0	0	0	0	0
機械、施設の改善	13 ( 9.8 )	4	1	0	3	0	0	5
故障の修理、復旧	2 ( 1.5 )	0	0	0	1	0	0	1
作業方法、使用方法 の改善	76 ( 57.6 )	21	4	0	39	1	0	11
営業・操業等時間の 変更、短縮	6 ( 4.5 )	0	0	0	6	0	0	0
営業・操業停止、行 為の中止	4 ( 3.0 )	2	0	0	0	0	0	2
原因物質の撤去、回 収、除去	11 ( 8.3 )	2	5	0	0	0	0	4
被害者の建物等への 防止対策	4 ( 3.0 )	2	0	0	1	0	0	1
その他	16 ( 12.1 )	2	5	0	7	0	0	2
合計	132 ( 100.0 )	33	15	0	57	1	0	26

( ) 内は構成比 (%)

表 1 5 防止対策を講じなかった理由

状況	典型 7公害計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭
話し合い等により解決	17 ( 27.9 )	3	1	1	7	1	0	4
対策資金不足	2 ( 3.3 )	0	0	0	0	0	0	2
技術的に困難	5 ( 8.2 )	0	0	0	3	2	0	0
他法令の制約	0 ( 0.0 )	0	0	0	0	0	0	0
その他	37 ( 60.7 )	4	9	0	12	0	0	12
合計	61 ( 100.0 )	7	10	1	22	3	0	18

( ) 内は構成比 (%)

#### ホ 調停等の申請状況

平成 30 年度末現在，公害審査会では調停が 1 件係属中となっている。

事件の表示	事件名	受付年月日
平成30年(調)第2号事件	自動車整備工場からの騒音・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	平成30年4月23日